

平成 27 年度第 1 回富良野市中小企業振興促進審議会

日 時 平成 27 年 12 月 1 日 (火)
午後 3 時 00 分～
場 所 富良野市保健センター会議室

1. 開 会
2. 辞令交付
3. 市長挨拶
4. 議 事 議案第 1 号 会長の選出について
5. 会長挨拶
6. 報告事項
 - (1) 今任期における審議委員選出について
 - (2) 平成 27 年度 審議会及び中小企業関連の会議開催について
 - (3) 中小企業振興総合補助金について
 - (4) 富良野市の融資制度について
7. 議 事 議案第 2 号 富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の
制度改正について
8. そ の 他
9. 閉 会

富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：平成27年10月1日～平成29年9月30日

(順不同、敬称略)

氏名	所属
佐々木 淳	団体推薦 (富良野商工会議所専務理事)
平沢 幸雄	団体推薦 (富良野商工会議所総務委員長)
市村 英規	団体推薦 (富良野商工会議所工業委員長)
杉谷 久己	団体推薦 (山部商工会事務局長)
吉田 幸生	団体推薦 (新相生商店街振興組合理事)
奈良 定雄	団体推薦 (五条商店街振興組合理事長)
三瀬 博之	団体推薦 (富良野金融協会会長、 北洋銀行富良野支店支店長)
荻原 悦子	団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会)
藤井 雄一郎	学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会長)
山崎 時枝	学識経験者 (富良野中央婦人会書記)
(応募者なし)	公募委員

議案第 1 号

会長の選出について

富良野市中小企業振興条例施行規則第 14 条の規定に基づき、会長の選出を求める。

(会長名) _____

○富良野市中小企業振興条例（抄）

（審議会の設置）

第 8 条 この条例の適正な運営を図るため市長の諮問機関として富良野市中小企業振興促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び一般公募による者のうちから市長が委嘱する。

○富良野市中小企業振興条例施行規則（抄）

（審議会）

第14条 条例第 9 条の規定に基づき設置する富良野市中小企業振興促進審議会（以下「審議会」という。）は会長及び委員若干名をもつて組織する。

2 会長は委員が互選したのもをもつて充てる。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

（会長）

第15条 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第16条 審議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第17条 審議会の庶務は経済部商工観光室商工観光課において行う。

報告事項

(1) 平成 27 年度 審議会及び中小企業関連の会議開催について

4月23日	第1回金融担当者会議
8月19日	富良野市中小企業資金融資制度見直しに向けた金融担当者会議
10月6日	富良野市中小企業資金融資制度見直しに向けた金融担当者会議
10月20日	富良野市商工業戦略会議（富良野商工会議所）
10月30日	富良野市商工業戦略会議（山部商工会）

(2) 中小企業振興総合補助金の各年度執行状況

（平成 24 年度）

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	3,000	10	2,000
新規出店家賃補助事業	4,790	10	3,046
新事業新製品新技術開発支援事業	1,200	0	0
人材育成促進事業	200	1	60
新規イベント支援事業	400	2	400
情報発信PR支援事業	500	5	402
マーケティング・サービス改善支援事業	500	0	0
LED街路灯整備モデル事業	770	0	0
計	11,360	28	5,908

執行率 52.0%

（平成 25 年度）

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	3,000	9	1,800
新規出店家賃補助事業	3,562	6	1,426
新事業新製品新技術開発支援事業	2,200	1	226
人材育成促進事業	300	0	0
新規イベント支援事業	600	3	600
情報発信PR支援事業	800	1	25
マーケティング・サービス改善支援事業	300	0	0
LED街路灯整備モデル事業	594	0	0
新規開業・新事業展開支援事業	0	0	0
計	11,356	20	4,077

執行率 35.9%

(平成 26 年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	3,400	4	800
新規出店家賃補助事業	3,890	6	1,147
新事業新製品新技術開発支援事業	600	1	68
人材育成促進事業	200	2	200
新規イベント支援事業	800	4	608
情報発信 P R 支援事業	500	2	147
マーケティング・サービス改善支援事業	200	0	0
LED 街路灯整備モデル事業	540	0	0
新規開業・新事業展開支援事業	1,750	1	1,750
計	11,880	20	4,720

執行率 39.7%

(平成 27 年度)

※平成 27 年 11 月 20 日現在

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	3,600	15	2,900
新規出店家賃補助事業	3,490	8	2,460
人材育成促進事業	300	1	195
新規イベント支援事業	800	2	345
情報発信 P R 支援事業	200	3	164
新規開業・新事業展開支援事業	1,300	1	1,300
事業拡大支援事業	2,100	4	1,022
計	11,790	34	8,386

執行率 71.1%

(4) 富良野市の融資制度の融資状況について

① 貸付残高の推移と新規貸付実績

(単位：千円)

資金名		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振 興資金	融資残高	36	148,415	63	305,685	99	475,926
	新規貸付	18	91,470	38	257,380	48	303,700
商工業パ ワー アップ資金	融資残高	14	56,824	21	83,009	24	82,593
	新規貸付	5	22,140	8	38,100	6	19,500
小口緊急特 別資金	融資残高	20	61,662	21	56,670	17	43,960
	新規貸付	10	43,800	11	44,500	8	35,500

② 年度毎の保証料及び利子補給額

(単位：千円)

資金名		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振 興資金	保証料	19	1,144	32	1,871	37	2,596
	利子	39	591	68	1,895	106	3,687
商工業パ ワー アップ資金	保証料	—	—	6	323	5	235
	利子	15	487	22	621	26	860
小口緊急特 別資金	保証料	—	—	—	—	—	—
	利子	23	576	26	611	23	434

議案第 2 号

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

I 諮問事項

1. 審議会への諮問事項

富商観第 号 平成 27 年 月 日
富良野市中小企業振興促進審議会会長 様
富良野市長 能 登 芳 昭
富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について（諮問）
下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求めらる。
記
1. 諮問事項 富良野市中小企業振興条例に基づく 富良野市中小企業資金融資制度改正（案）について 富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について
（別紙のとおり）

2. 制度見直しを行う背景

- (1) 産業競争力強化法に基づく創業支援計画の認定（資料 1）
 - ・ 平成 27 年 10 月 2 日に、道北 6 市 + 3 町の創業支援計画が認定
- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づく経営発達支援計画の認定（資料 2）
 - ・ 富良野商工会議所⇒平成 27 年 7 月に認定
 - ・ 山部商工会⇒第 2 回認定に向け、計画書提出済
- (3) 富良野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定（資料 3）

II 富良野市中小企業資金融資制度の改正（案）について

別紙 1 のとおり

Ⅲ 富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について

1. 補助金制度の沿革

年度	制度内容
平成 24 年度	・ 補助メニューを全面的に見直し、8 事業メニューとする
平成 25 年度	・ 「新規開業・新事業展開支援事業」を追加
平成 26 年度	
平成 27 年度	・ 平成 27 年度から平成 29 年度まで補助金制度を継続 ・ 「新事業新製品新技術開発支援事業」「マーケティング・サービス改善事業」「LED 街路灯整備モデル事業」の廃止 ・ 「事業拡大支援事業」の追加、「店舗等新築改修費補助事業」「人材育成促進事業」「富良野市街路灯補助金交付規則」の拡充

2. 現在の補助制度についての評価

- ・ 制度を全面的に改定した平成 24 年から平成 27 年 9 月 15 日までで、33 件の開業に対して補助金で支援（うち 28 件が中心市街地内）、新規参入の促進に寄与
- ・ 支援した開業店舗 33 件の業態別内訳は、以下のとおり

飲食店 15 件（中食販売 2 件含む）
美容室、エステサロン 6 件
物販店舗 4 件
パン屋、菓子店 3 件
医療福祉 3 件
その他サービス店舗 2 件

- ・ 中心市街地だけで 28 件の開業を支援しており、中心市街地内では現在、空き店舗が少ない状況（特に、飲食店の入居可能なテナント物件が薄い状況）となっており、中心市街地の活性化に寄与
- ・ 店主の高齢化が進んでいる背景からも、さらに強力で創業を支援する必要がある
- ・ このほか、店舗等新築改修費補助事業では 18 件の既存店舗に対して支援
- ・ 宿泊施設改修への支援が 3 件にとどまり、宿泊業の申請が伸びていない
- ・ 新事業新製品新技術開発支援事業の申請が 2 件、マーケティング・サービス改善支援事業の申請が 0 件に留まったことから、事業拡大支援事業へ制度を移行し、支援対象を拡げた（平成 27 年度より実施済）

3. 制度改正（案）について

(1) 中小企業振興総合補助金についての基本的な考え方の更新

【変更前】

(申請のてびきより)

補助事業の設計にあたっての基本的な考え方

富良野市の中小企業支援に向けた補助事業制度は、これまでもありましたが、近年、活用がほとんどされていなかったことから、平成23年度に富良野市、富良野商工会議所、山部商工会からなる富良野市商工業戦略会議や、富良野市中小企業振興促進審議会などで、見直しの検討を行いました。その結果、中小企業振興条例に基づく補助事業を見直しし、12本の事業を廃止し、8本の補助事業を新設しています。

下記の「基本的な考え方」により、新たに行う8本の補助事業のうち、店舗等新築改修費補助事業、新規出店家賃補助事業については、対象となる業種を限定しているほか、それぞれの事業において交付対象の事業について限定しています。

(基本的な考え方)

補助金交付事業の実施により、

- ・ 富良野市の商業と観光業の魅力が高まることにつながるもの
- ・ 今後の店舗減少に備え、新規参入や事業承継を促すことにつながるもの
- ・ 補助事業の実施の効果が、商業者のみ恩恵を被るものではなく、市民、富良野市を訪れる観光客が魅力を感じるような買い物・消費環境づくり、市民生活にかかわりが深いもの
- ・ 市内商工業者の「ものづくり」の気運を高めることにつながるもの
- ・ 基幹産業である観光産業の振興につながるもの
- ・ 補助事業の実施をきっかけとして、新たな商工業振興の取り組みを誘発することにつながるもの



上記の基本的な考え方に、下線部を追加する

【変更後】

(基本的な考え方)

補助金交付事業の実施により、

- ・ 富良野市の商業と観光業の魅力が高まることにつながるもの
- ・ 今後の店舗減少に備え、また、富良野市経済を支える事業者を確保するため、新規参入や事業承継を促すことにつながるもの
- ・ 補助事業の実施の効果が、商業者のみ恩恵を被るものではなく、市民、富良野市を訪れる観光客が魅力を感じるような買い物・消費環境づくり、市民生活にかかわりが深いもの
- ・ 域外マネーを獲得できる産業育成につながるもの
- ・ 基幹産業の農業と連動した6次産業化や農商工連携の推進につながるもの
- ・ 市内商工業者の「ものづくり」の気運を高めることにつながるもの

- ・ 基幹産業である観光産業の振興につながるもの
- ・ 補助事業の実施をきっかけとして、新たな商工業振興の取り組みを誘発することにつながるもの
- ・ 買い物が不便と認められる地域における出店支援につながるもの

補助金の制度改正イメージ～別紙2のとおり

(2) 創業者経営支援事業の新設

① 背景

- ・ 富良野商工会議所、日本政策金融公庫、一般財団法人旭川産業創造プラザは、創業者の支援について三者協定を締結、一体的な支援を行っている
- ・ 平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、富良野商工会議所が関与した創業者のうち、日本政策金融公庫の創業融資を受けたのは 12 件
- ・ 市では、独自の融資制度として創業者向けの商工業パワーアップ資金（チャレンジ資金）を制度化しており、3 年間で 17 件の融資を実行
- ・ チャレンジ資金では、保証料の 2 分の 1 を、融資期間全期間にかかる利子の 1%を補給している

② 目的

- ・ 日本政策金融公庫から融資を受けた創業者の初期の経営を支援し、経営安定を促す

③ 対象者

- ・ 日本政策金融公庫から融資を受けた中小企業者等（個人であれば富良野市民であること、法人であれば主たる事務所が市内にあることが要件）

④ 補助金交付の決定

- ・ 第 1 回目の返済から 3 年間、支払済みの利子額のうち、利子 1%分（チャレンジ資金の利子補給額と同等）に相当する額を補助する（利子が 1%未満のものについては、利子の全額）
- ・ 市の制度融資であるチャレンジ資金制度の融資限度額をふまえた補助限度額を設定する（例～チャレンジ資金の融資限度額が 2000 万円となった場合、公庫融資額が 3000 万円であっても、補助限度額は元金 2000 万円の利子 1%相当額とする）

（参考）

平成 24 年度～平成 26 年度までに貸付実行された公庫融資の状況

- ・ 利子→1.10%～3.35%
- ・ 借入金額→50 万円～1000 万円

(3) 店舗等新築改修費補助事業の一部改正

① 対象者の見直し

(変更前)

物品の小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館及び工場のうち市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）

(変更後)

物品の卸売業、小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館及び工場のうち市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）

ただし、下記のいずれかに該当する者については、業種を限定しない（風俗営業法の許可が必要な店舗、深夜酒類提供飲食店の届出が必要な店舗等は対象外）

- ・ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づく総合化事業計画の認定を受けた者
- ・ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者
- ・ 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づく特定創業支援事業による支援を受けた創業者（富良野市が証明した者に限る）
- ・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に基づく認定経営革新等支援機関たる金融機関又は富良野商工会議所若しくは山部商工会の支援を受けて策定された事業計画によるもので、富良野市の中小企業資金融資制度である商工業パワーアップ資金（経営強化（農畜産物活用）資金）の融資を受けた事業を行う者（補助対象は融資対象事業に限る）

ホテル旅館及び工場については、設備投資規模が大きく、雇用確保にも寄与していることから、本市内に主たる事務所をもたない中小企業等であっても、補助の対象とする。

なお、補助対象業種であっても、冬期間休業するなど年間を通じて営業していないものについては補助対象外とする。

【理由】

- ・ 域外マネーを獲得できる、製造業、卸売業、ホテル旅館業を支援し、産業競争力を高めるため
- ・ 6次産業化、農商工連携を推進するため
- ・ 広く創業者を支援するため
- ・ 雇用確保を促進するため

② 補助対象地域の見直し

(変更前)

- ・ 都市計画法に基づく用途地域が指定されている地域内
- ・ 山部北町、山部西町、山部東町、山部中町、山部南町の区域内

(変更後)

- ・ 市内全域を対象とする

【理由】

変更前は、一定の区域内での集積を促すことが競争力を高めることにつながると見込み、地域を限定したものであるが、次の効果をねらい、対象地域を拡げる。

- ・ 市内全域での創業を支援するため
- ・ 新たに支援対象とした卸売業、支援を強化した6次産業化・農商工連携事業の施設は、当初の指定地域外に立地するものが多く見られるため

③ 補助金交付金額の見直し

(変更前)

交付する補助金は、次のとおりとします。※金額はいずれも消費税抜

- ・ 補助対象工事が50万円以上100万円未満の場合 10万円（定額）
- ・ 補助対象工事が100万円以上の場合 20万円（定額）

(変更後)

交付する補助金は、次のとおりとします。※金額はいずれも消費税抜

- ・ 補助対象工事が50万円以上100万円未満の場合 10万円（定額）
- ・ 補助対象工事が100万円以上150万円未満の場合 20万円（定額）
- ・ 補助対象工事が150万円以上200万円未満の場合 30万円（定額）
- ・ 補助対象工事が200万円以上250万円未満の場合 40万円（定額）
- ・ 補助対象工事が250万円以上の場合 50万円（定額）

【理由】

これまで住宅リフォームの補助と同様の補助金額としてきたが、補助金額を増額し、さらに強力に新築改修を促し、産業競争力を高めるため

(4) 新規出店家賃補助事業の一部改正

① 対象者の見直し

(変更前)

物品の小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館のうち、市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）

(変更後)

物品の卸売業、小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館のうち、市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）ただし、下記のいずれかに該当する者については、業種を限定しない（風俗営業法の許可が必要な店舗、深夜酒類提供飲食店の届出が必要な店舗等は対象外）

- ・ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づく総合化事業計画の認定を受けた者
- ・ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者
- ・ 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づく特定創業支援事業による支援を受けた創業者（富良野市が証明した者に限る）
- ・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に基づく認定経営革新等支援機関たる金融機関又は富良野商工会議所若しくは山部商工会の支援を受けて策定された事業計画によるもので、富良野市の中小企業資金融資制度である商工業パワーアップ資金（経営強化（農畜産物活用）資金）の融資を受けた事業を行う者（補助対象は融資対象事業に限る）

なお、補助対象業種であっても、冬期間休業するなど年間を通じて営業していないものについては補助対象外とする。

【理由】

- ・ 域外マネーの獲得が見込まれる卸売業、ホテル旅館業を支援し、産業競争力を高めるため
- ・ 6 次産業化、農商工連携を推進するため
- ・ 広く創業者を支援するため

② 補助対象地域の見直し

(変更前)

- ・ 富良野市中心市街地活性化基本計画において指定された中心市街地区域内
- ・ 山部東町 1 番、2 番、6 番、7 番、8 番、山部中町 1 番、2 番、3 番、4 番、山部南町 1 番、2 番、3 番、4 番の区域内

(変更後)

- ・ 富良野市中心市街地活性化基本計画において指定された中心市街地域内
- ・ 山部東町1番、2番、6番、7番、8番、山部中町1番、2番、3番、4番、山部南町1番、2番、3番、4番の区域内

ただし、下記のいずれかに該当する者については、市内全域を対象とする。

- ・ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画の認定を受けた者
- ・ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者
- ・ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく特定創業支援事業による支援を受けた創業者（富良野市が証明した者に限る）
- ・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく認定経営革新等支援機関たる金融機関又は富良野商工会議所若しくは山部商工会の支援を受けて策定された事業計画によるもので、富良野市の中小企業資金融資制度である商工業パワーアップ資金（経営強化（農畜産物活用）資金）の融資を受けた事業を行う者（補助対象は融資対象事業に限る）

【理由】

- ・ 6次産業化、農商工連携を推進するため
- ・ 広く創業者を支援するため

③ 補助限度額の見直し

(変更前)

- ・ 補助金の限度額は、店舗等を賃借する場合で月額5万円、中心市街地内で申請者が店舗兼用住宅物件を賃借し、当該物件に居住しながら当該店舗等を営業する場合で月額7万5千円を限度とします。

(変更後)

- ・ 補助金の限度額は、次のとおりとします。
 - 中心市街地以外の地域において店舗等を賃借する場合 月額5万円
 - 中心市街地内において店舗等を賃借する場合 月額6万円
 - 中心市街地内で申請者が店舗兼用住宅物件を賃借し、当該物件に居住しながら当該店舗等を営業する場合 月額7万5千円

【理由】

- ・ 地価の上昇、空き店舗物件の減少に伴い、中心市街地での家賃が上昇しており、家賃水準をふまえ、補助限度額を増額する

(5) 新規イベント支援事業の一部改正

(変更前)

- ・ イベントの立ち上げ、リニューアルを行った初年度のみを対象とし、同一事業への当該補助金の交付は1回限りとします。

(変更後)

- ・ イベントの立ち上げ、リニューアルを行った初年度のみを対象とし、同一事業への当該補助金の交付は1回限りとします。
- ・ 市長がいわゆる「婚活イベント」と認めたイベントについては、イベントの立ち上げ、リニューアルを行った年度から3年度に渡り支援できることとします。

【理由】

- ・ 人口減少対策の一環として、いわゆる「婚活イベント」と認められる新規イベントについて、継続的に支援するため

(6) 買い物不便地域出店促進事業の新設

① 目的

- ・ 買い物が特に不便と認められる地域において、生鮮食料品を含む小売業を営む中小企業者等を支援する。

② 対象者

- ・ 中小企業者等（本市内に主たる事務所をもたない中小企業者等も可）

③ 改修費補助金の交付決定

- ・ 店舗の新築改修費及び備品購入費について、補助対象経費の3分の2以内、予算の範囲内で補助する。
- ・ 消費税額は、補助対象経費に含めない。

④ 家賃補助金の交付決定

- ・ 該当店舗を開業した月から起算して36か月の店舗賃借料を補助対象とする。
- ・ 補助対象経費の3分の2以内、予算の範囲内で補助する。

IV 今後の審議スケジュール

- | | |
|----------|------------|
| 12月1日（火） | 第1回審議会（諮問） |
| 1月下旬 | 第2回審議会（答申） |
| 2月上旬 | 平成28年度予算内示 |